

2 答 申 第 1 号
令和2年7月9日

平川市長 長 尾 忠 行 殿

平川市情報公開審査会
会長 古 川 鉄 美

平川市情報公開条例第17条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年4月23日付け平総第63号で諮問のありました下記の件について、別紙
のとおり答申します。

記

事件名・令和〇年〇月〇日付け平総第589号にて決定した、行政文書不開示決定
に対する審査請求について

答 申

1 審査会の結論

審査請求人（以下「請求人」という。）が主張する平成〇年〇月〇日付けに、平川市民より情報提供があった「実子誘拐事件の告訴受理について」「急増する妻からの DV について」等の記載がある行政文書を保有していないため不開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

(1) 開示請求

令和〇年〇月〇日、請求人より、平川市情報公開条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき実施機関に対し開示請求がされた。

請求内容は、「①配偶者が子どもを連れ去ることが犯罪になるかどうかを知りたいのでそれに該当する資料」「②そのような経験をしている県民がいるのか。いたとしてどのような事例があるのか知りたい。」「③それに伴い、配偶者が虚偽の DV を申し立て、行政に保護を依頼することがあるらしいがなにか情報があれば開示してほしい。」「④女性から男性への DV について、情報があれば見たい。」とのことであった。

(2) 実施機関の決定

令和〇年〇月〇日、実施機関は、本件開示請求に係る行政文書を保有していないとして行政文書不開示決定を行っている。

(3) 審査請求

令和〇年〇月〇日、請求人は本件処分を不服として、条例第17条の規定に基づき実施機関に審査請求を行った（以下「本件審査請求」という。）。

3 審査請求人の主張の要旨

(1) 本件審査請求の趣旨

本件処分を取消し、行政文書を開示するよう求める。

(2) 本件審査請求の理由

平成〇年〇月〇日、平川市長は、実子誘拐事件の告訴受理について、急増する妻からの DV について等、平川市民から情報提供を受けているはずである。「保有していない」と虚偽の理由で公文書の公開を拒むことは違法である。

4 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は、弁明書の記載内容によると次のとおりである。

請求人から、開示請求のあった「配偶者が子どもを連れ去ることが犯罪になるのかどうかを知り得る資料」、「県内において、配偶者により子どもを連れ去られた事例が記載されたもの」、「配偶者が子どもを連れ去り、虚偽の DV を申し立てて行政に保護を依頼したこ

とが記載されたもの」及び「女性から男性へのDVに関する情報」に該当し、何人に対しても公開することができる行政文書は保有していない。

5 審議の経過

審査会は本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年 4月23日	諮問書を受理
令和2年 5月29日	審議

6 審査会の判断

(1) 文書の存否について

実施機関は、開示請求があった時点では、請求人が審査請求時に主張した文書が開示請求内容に該当するものではないと判断しているが、審査請求があったため検索したところ、該当すると思われる文書を発見している。しかし、この文書は、行政文書に該当するものではないため開示請求の対象にはならないと実施機関は主張している。

条例第2条第2号では、条例による開示請求の対象となる「行政文書」の範囲について定められていることから、同条第2号に該当するか検討する。

(2) 条例第2条第2号の解釈について

同条第2号本文にて、行政文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されているが、その趣旨が「平川市情報公開条例の手引」にて定められている。

「職員が組織的に用いるもの」とは、取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織として共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関において業務上必要なものとして利用・保存されている状態のものを意味する。

「当該実施機関が保有しているもの」とは当該実施機関の定める文書管理規程等に基づいて、文書管理簿に登載されるなどの一定の事務処理手続きを経て、保管又は保存されているものをいう。なお、所定の保存年限が経過したことにより廃棄すべきものであっても、事実上継続して保管・保存されているものは、「保有しているもの」に当たり、この条例の対象となる。

(3) 実施機関が文書を受理してからのこれまでの保管方法について

請求人が主張すると思われる文書は、平成〇年〇月〇日付けで総務課が収受しているが、業務上利用・保存する必要はないと判断され、共用のキャビネットや書庫等に保

管されることはなく、令和〇年〇月の廃棄予定の他の文書と併せて段ボール箱に入れ、保管されていた。

(4) 条例第2条第2号の該当性について

請求人が主張する文書は、実施機関においては、受理して以降、条例に定める「行政文書」として扱われていない。これは、文書自体は存在するが、制度上、請求対象となる行政文書に該当しないことになる。

(5) 結論

以上のことから「1 審査会の結論」のとおり判断する。